

低所得
世帯向け

エアコンの 購入費を助成します

対象世帯

エアコンを活用して
熱中症対策を!!



以下のすべての条件に該当する世帯であること

- ✓ 世帯員全員が令和7年度住民税所得割(令和8年7月1日以降は令和8年度住民税)が非課税である世帯、または、児童扶養手当を受給している世帯
生活保護を受給している方は対象外
- ✓ 令和8年1月1日時点で、国内に住民登録がある世帯
- ✓ 居住する住宅に1台もエアコンが無い、または、故障して使用できない世帯
- ✓ 申請時点で荒川区に住民登録があり、かつ区内に居所があること
- ✓ 事業期間中に本助成を受けていない世帯

助成額

最大 **100,000円**
(うち、本体は78,000円まで助成)

申請期間

令和8年12月28日(月)まで

令和9年2月末までに設置が完了している必要があります。

利用方法

本人確認書類をもってエアコン購入前に下記相談窓口までお越しください。

相談窓口来庁前に購入したエアコンは助成の対象外です。

世帯員以外が、証明書の発行を受ける場合は、世帯主、来庁者の本人確認書類に加えて委任状(自由様式)が必要です。

相談
窓口

荒川区がん予防・健康づくりセンター4階(荒川区荒川2-11-1)

03-3802-3111(内線3904)

平日 8:30~17:15

申込～エアコン購入の流れ

お申込みの前に

賃貸住宅にエアコンを設置する場合
家主等へエアコン設置について
了解を取っておいてください。

相談窓口来庁前に購入した
エアコンは助成の対象外です。



事前相談

区役所相談窓口で、電気店に提出する証明書兼申請書を受け取ります。
相談前に購入したエアコンでは補助が受けられないので注意してください。
持参: 来庁者の本人確認書類()

世帯員以外が、証明書の発行を受ける場合は、世帯主、来庁者の本人確認書類に加えて
委任状(自由様式)が必要です
令和7年1月2日以降に荒川区に転入した方は、転入前自治体が発行する課税状況を証
明する書類が必要となる場合があります

エアコンを 選ぶ

区指定の電気店に行き、証明書兼申請書を提出してエアコンを購入する旨を伝えます。
エアコンの機種を選び、電気店の自宅訪問確認の日程を決めます。

自宅訪問 確認

電気店が、設置に先立って自宅のエアコン設置状況等を確認します。
その後、電気店から正式な見積もりを受け取ります。

購入

エアコンを購入し、補助金額を差し引いた額を電気店に支払います。
(後日、区役所から手続きが完了した旨の通知書が届きます)

助成に関する Q & A

Q

日頃使用している部屋のエアコンが故障しました。他の部屋にエアコンがありますが、使用していません。対象になりますか？

A

対象になりません。

ご自宅内に、冷房機能が使用できる
エアコンが1台もない方が対象です。

Q

冷風は出ますが、「冷えるまでに時間がかかる」「水が垂れてくる」等の状況の場合、助成の対象になりますか？

A

対象になりません。

故障により冷房機能を使用できるエアコンが
1台もないことが対象です。